

令和5年1月27日

各 位

花 卷 信 用 金 庫

不祥事件の発生のご報告とお詫びについて

このたび、誠に遺憾ながら当金庫におきまして、不祥事件が発生いたしました。社会的・公共的役割を担い信用を第一とする金融機関におきまして、このような事態を招きましたことについて深く反省いたしますとともに、被害に遭われたお客様をはじめ、日頃からご支援、ご愛顧を賜っておりますお客様ならびに会員の皆さま、地域の皆さまに多大なご心配とご迷惑をおかけしましたことを、心より深くお詫び申し上げます。

記

1. 事件の概要

- (1) 事故者 当金庫元職員（40歳代男性）
- (2) 発生店舗 本店営業部、石鳥谷支店
- (3) 事故内容 ①事故者は、お客様（知人2名）に対して、定期預金の作成目的で普通預金通帳と普通預金払戻請求書を預かり、普通預金口座から現金を不正に払い出し、着服しておりました。
②事故者は、お客様（知人1名）の普通預金通帳と普通預金払戻請求書を預かり、普通預金口座から現金を不正に払い出して着服していたほか、普通預金の新約を依頼し現金を預かり着服しておりました。
③事故者は、お客様（知人1名）のローンカードを不正に預かり、着服を繰り返しておりました。
- なお、事故者は、上記①から③にて着服した現金を遊興費に充当しておりました。
- (4) 事故発生期間 令和4年3月～令和4年12月
- (5) 事故金額 8,577千円

(6) 発覚の経緯 お客様より新規で作成依頼した普通預金通帳が届いていないことについて令和4年12月中旬に申し出があり、当金庫にて事実関係を確認するとともに詳細な内部調査を実施したところ、12月24日に上記事件内容が判明したものであります。

2. 被害に遭われたお客様への対応

被害に遭われたお客様には、事実関係をご説明したうえで深くお詫びし、被害額全額について当金庫において弁済手続きを行い、お客様に実質的な被害は生じておりません。なお、事故金額については、事故者及びその親族から全額弁済されております。

3. 関係機関への届出等

監督官庁には報告、届出を行っております。

なお、被害額が全額弁済されていることから、警察へ告訴状や被害届を提出することは見送りました。

4. 関係者の処分

事故者である元職員につきましては、当金庫の内部規程に則り令和5年1月18日付で懲戒解雇処分といたしました。

また、役員をはじめ本件に関する管理監督者につきましても、内部規程に則り厳正な処分を行いました。

5. 今後の対応について

当金庫では、法令等遵守態勢につきまして、これまでも経営の最重要課題のひとつと位置づけ、金庫内の態勢整備に取り組んでまいりましたが、今般の不祥事件を重く受け止め、再発防止策を講じるとともに役職員のコンプライアンス意識の更なる向上を図り、内部管理態勢の一層の充実・強化に向けて役職員一丸となって取り組んでまいります。

以上

○本件に関するお問い合わせ先

花巻信用金庫 総務企画部

電話番号 0198-23-5311

受付時間 9:00～17:00 土曜・日曜・祝日を除く